

京都市教育委員会教育長訓令甲第1号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成16年4月1日

京都市教育委員会

教育長 門川大作

第3条第3項を次のように改める。

- 3 体育健康教育室長事故あるときは、その代決事項は、所管事務につき、体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長がこれを代決することができる。

第3条第8項中「又は新中央図書館建設構想推進室長」を「、新中央図書館建設構想推進室長又は右京中央図書館建設室長」に改め、同条第12項中「課長」の右に「(体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長、体育健康教育室中学校給食課長を除く。)」を加え、同条第18項中「体育健康教育室担当課長」を「体育健康教育室子ども安全課長、体育健康教育室保健課長、体育健康教育室体育課長、体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長」に改め、同条第19項中「新中央図書館建設構想推進室長」を「総合教育センター下京区統合中学校開設準備室長、新中央図書館建設構想推進室長及び右京中央図書館建設室長」に改める。

別表部長、部相当の室の室長、総合教育センター所長、教育相談総合センター所長、子育て支援総合センターこどもみらい館長、生涯学習総合センター所長、中央図書館長、伏見中央図書館長、醍醐中央図書館長、学校歴史博物館長、青少年科学センター所長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「部相当の室の室長」を「体育健康教育室長」に改め、同表課長、教育環境整備室長、京都

御池中学校・複合施設建設室長，地域教育専門主事室長，情報化推進総合センター所長，不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室，体育健康教育室担当課長，総合教育センターカリキュラム開発支援センター長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長，教育相談総合センターふれあいの杜館長，生涯学習総合センターの分館の館長，新中央図書館建設構想推進室長並びに久世ふれあいセンター図書館（久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。）の館長の項中「課長」の右に「(体育健康教育室子ども安全課長，体育健康教育室保健課長，体育健康教育室体育課長，体育健康教育室給食課長，体育健康教育室中学校給食課長を除く。)」を加え，「，体育健康教育室担当課長」を削り，「総合教育センターカリキュラム開発支援センター長」の右に「，総合教育センター下京区統合中学校開設準備室長」を，「新中央図書館建設構想推進室長」の右に「，右京中央図書館建設室長」を加え，同表担当課長（体育健康教育室担当課長を除く。）の項中「(体育健康教育室担当課長を除く。)」を削り，同表調査課長の項第6号中「認定」の右に「(定例のものを除く。)」を加え，同項に次の2号を加える。

(7) 私立幼稚園就園奨励費の受給資格の認定に関すること。

(8) 養護育成教育就学奨励費の受給資格の認定に関すること。

別表養護育成課長の項中「養護育成課長」を「総合育成支援課長」に改め，同表体育健康教育室担当課長（各担当事務に係る代決事項に限る。）の項を次のとおり改める。

体育健康教育室子ども安全課長，体育健康教育室保健課長，体育健康教育室体育課長，体育健康教育室給食課長及び体育健康教育室中学校給食課長	(1) 補佐職員の休暇，欠勤等の承認等に関すること。 (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。 (3) 補佐職員の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。 (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。 (5) 申請，届出，報告，照会，回答等に関すること。 (6) 証明に関すること。 (7) 刊行物の発行に関すること。 (8) 軽易又は定例の所管事務の処理に関すること。
--	--

別表学校長及び幼稚園長の項第5号中「備品」を「物品」に改め，同項に次の1号を加える。

(7) 就学援助等に係る要保護者及び準要保護者の認定（定例のものに限る。）に関すること。

附 則

この訓令は，平成16年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)